

平成31年度予算編成方針

平成30年9月26日

狹山市長 小谷野 剛

平成31年度は、「第4次総合計画前期基本計画」の4年目の年であり、重点テーマである「若い世代を増やす」、「まちと産業に活力を」、「楽しめる健康高齢社会を」、「市政運営をみんなの力で」に関わる施策については、これまでの成果と課題を整理し、一層前進させなければならない。また、人口減少対策と地方創生の実現に向けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は5年目となり、目に見える効果や成果が求められる最終年度となるため、着実な計画の推進はもとより、実効性とスピード感のある施策展開を断行し、期間内での目標達成に向け重点的に取り組まなければならない。

さらに、東京2020オリンピック競技大会の開催会場としての関連事業にも万全を期す必要がある。

こうした状況の中で、本市の財政は、歳入においては、根幹となる市税は、緩やかな景気回復傾向にある中で、生産年齢人口の減少等により、大幅な収入増加を期待することはできず、また、歳出においては、社会保障関係経費の増加とともに、公共施設再編計画に基づく施設の修繕や除却等の費用が増加するなど、「第4次総合計画」を推進していくためには、今後も厳しい状況が続くと予想される。

このため、歳入においては、国県補助金などの財源の確保と後年度負担を考慮したうえでの市債の適正な活用、これまでの概念にとらわれない知恵と工夫による新たな自主財源の確保が必要である。また、歳出においては、真に行政が取り組むべき事業か、市民等と協働での事業展開ができないか、事業実施時期及び期間は適切か、費用対効果はどうか、さらなるコストダウンはできないか等、行政経営的な視点からの精査が必要であり、スマート自治体への転換を加速しなければならない。

以上を踏まえ、全職員に限られた行政資源の中で、事業の選択と集中を図りながら、職員一丸となって予算編成に取り組むよう、次のとおり指示する。

I 基本事項

1 通年予算編成

当初予算は、経常的経費や政策的経費など、一年を通して必要となるあらゆる事務事業に係る経費を適正に見積もった通年予算とすること。

2 第4次総合計画前期基本計画等の推進

「第4次総合計画前期基本計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた施策の着実な実施に向け、これらの計画等に位置づけた事業については、予算を優先的に配分すること。

3 予算編成の考え方

(1)基本的な考え方

平成31年度当初予算編成にあたっては、一般財源総額に部ごとの枠を設けるとともに、事務事業一件ごとに査定を行う。

新規の予算要求は、「第4次総合計画前期基本計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた施策に係るもの以外は、原則として認めない。

なお、市の魅力を高め、市の求心力アップにつながる事業については、その費用対効果が認められる場合は、要求を可とするが、査定の対象とする。

また、緊急性や優先度を考慮して、新規に事務事業を実施する場合や、既存の事務事業を拡充する場合は、他の事務事業の内容の見直しや休止等により、財源を確保するほか、新たな財源の確保にも取り組むなど、後年度負担分も含めて事務事業の実施に必要な財源の捻出方法を明確に示すこと。

(2)部内及び部間の調整

予算編成にあたっては、部をひとつの単位と捉え、部長の強いリーダーシップの下、部長査定を実施することとし、査定にあたっては、事務事業の取捨選択や一般財源の過不足調整等を行うとともに、特に、新規の事務事業の実施や既存の事務事業の拡充にあたっては、他の事務事業の廃止を含めて見直しを行うなど、スクラップアンドビルドに努めること。

また、事務事業の中には、他部局と連携を図って実施することにより、事務事業の効果や効率性がより高まり、経費の節減も図られるものがあると思われることから、「縦割り」にならないよう留意し、積極的に横断的な連携に努めること。

(3)事務事業の実施手法の検討

事務事業の実施にあたっては、実施手法について徹底的に調査・検討を行い、最小の経費で最大の効果を生むことができるよう、市民等との協働、民間活力の導入、IoT(モノのインターネット)・AI(人工知能)の活用等、積極的な改善に努めること。

(4)財源の確保

財源の確保にあたっては、国県等からの補助金の獲得や、使用料等の見直しに努めるとともに、新たな財源の確保に向けては、先進的な取組や各課等において先行して実施している取組なども参考に、これまでの枠組にこだわらない様々な手法を検討すること。

特に、市民サービスを向上させるにあたっては、そのために必要な財源を新たに確保するという視点に立って、予算編成に取り組むこと。

(5)費用対効果等

行政評価の結果等を踏まえて、事務事業の費用対効果を十分に検証し、事務事業の必要な見直しを実施すること。

また、国県等からの補助金の廃止、縮減による減額分を市の一般財源で肩代わりしている事務事業、近隣市や類似団体と比較して予算額が多い事務事業等については内容を精査し、当該事務事業の廃止や縮減、費用の削減に努めること。

特に、対象者が一部の受益者に限られている事務事業については、当該事務事業の存続の是非を含めて検討をすること。

なお、年度開始後、国県等からの補助金などに歳入不足が生じた際は、当該歳入を財源とする事業については、代替財源の見込みが立たない限り、原則、執行を認めないので、留意すること。

(6)事務事業の適正執行

複数年度にわたって事業を実施する場合や次年度以降の財政負担を伴う契約を行う場合は、債務負担行為を適切に設定すること。

また、例年多数の繰越事業が発生していることから、事務事業の実施時期及び期間等を十分精査し、繰越明許費の解消に努めること。さらに、予算流用は真にやむを得ないもの限り認めているが、安易な流用対応を防ぐため、要求漏れや計上科目誤り等に留意し、適切に要求すること。

4 市長指示事項等

市長から指示を受けている事項については、内容を確認のうえ、方法や費用対効果等について検討し、実施に向けて予算化に努めること。

また、市議会や監査委員等からの要望や指摘事項についても、実施方法や費用対効果等について検討し、実現に向けて予算化に努めること。

II 個別事項

1 市税については、課税客体の動向を的確に捕捉すること、また、収納率については決算時の率を参考とするとともに、平成30年度の状況及び徴税努力による収納率の向上を見込んで見積もること。

2 国県等からの補助金や交付金については、交付基準を再度確認するとともに、近年の交付状況も参考に、的確な捕捉に努めること。

また、使用料等については、受益者負担の原則に基づき、必要な見直しを行うこと。

3 新たな資金調達方法などを調査・研究し、創意と工夫をもって財源の確保に努めること。また、有料広告物掲載事業及びふるさと納税事業については、その拡充に努めること。

なお、新たな財源確保が可能となった場合には、これを所管部所の事務事業の充実に活用するなど、一定の配慮をすること。

4 起債については、交付税措置のある事業債を有効活用することとし、交付税措置のない事業債については、事業を十分精査するとともに、今後の償還状況を見据えた中で、適正な活用を図ること。

5 平成31年度の国の制度改正や予算制度等は現時点では明確でないことから、現行制度に基づき見積もることとするが、制度改正や国県の予算編成の動向を見据え、制度改正等の内容が明らかになった場合には、予算へ迅速に反映させること。

また、国県等からの補助金の対象となる事務事業であっても、当該事務事業が本市にとって今後も必要なものであるか否かをよく精査したうえで予算要求すること。

6 実施計画事業については、総合計画策定委員会において調整が図られた事務事業費以内で予算要求することとするが、さらに事務事業費の縮減に努めること。

7 市費単独で実施する事務事業については、財源が最も有効的に活用されるよう、事務事業の廃止・縮小も含めて、ゼロベースから見直しを行うなど、部内調整を十分に図った上で予算要求すること。

8 施設や設備への省エネルギー機器の導入、医療費の増加を抑制するための健康づくり施策の充実を図るなど、後年度の財政負担の抑制に資する事務事業に取り組むこと。

また、市のブランド力を高めるとともに、市の発展や税収の増加につながるようなものへと事務事業をシフトさせること。

Ⅲ その他事項

1 特別会計及び公営企業会計

一般会計からの繰出金や負担金及び補助金は、総合計画策定委員会において調整が図られた金額以内で予算要求することとするが、さらに、金額の縮減に努めること。

なお、繰出金等は、その用途が明確なものに限定するとともに、一般会計への依存度を低減できるよう国県等からの補助金の捕捉に努めるとともに、受益者負担についても必要な見直しを図ること。

2 行財政改革の推進

平成28年4月策定の「狭山市行財政改革指針」に基づき、行財政改革に取り組んだ成果を予算編成に反映させるため、別途指示する事項を踏まえ予算要求すること。

3 その他

この予算編成方針によるほか、細部の取扱については、「平成31年度予算編成事務取扱要領」によること。